

【電力供給事業者向け】電力調達に係る合同見積り事業について

令和元年6月17日  
山梨県老人福祉施設協議会

1. 事業目的

山梨県老人福祉施設協議会会員施設での合同見積りを実施し、電力に係る経費節減を目的として実施する。

2. 事業実施スケジュール

令和2年2月上旬	事業参加施設募集の通知および説明会 (会員施設向け)
令和2年3月下旬	各法人理事会にて承認後、参加申込書を事務局まで送付(参加申込書+1年間の電気料金請求書)
令和2年4月中旬	電力事業者向け説明会(必要資料配布) 第1回見積り合わせ実施 <u>*一か月の見積り作成期間</u>
令和2年5月中旬	第1回見積り提出 各参加施設に第1回の見積り合わせの結果報告 第2回見積り合わせ *各業者の各施設最低見積額を老施協提案として提示し、再見積りを依頼。
令和2年5月末	第2回見積り提出、電力事業者の決定
令和2年6月中	契約期間(各施設にて電力事業者との個別契約)
令和2年7月～9月	新契約への移行期間
令和2年10月	新契約での供給開始

2. 対象会員施設数

152事業所(合同見積り事業参加事業所数は未定)

\*なお、同一法人にて複数の施設運営を行っている場合もあり、参加施設数に変動あり

### 3. 成立要件

電力事業者の決定にあたっては、以下の内容を満たしていることを条件とする。

(1)すべての参加施設が現状の価格と比較し、安くなっていること

(2)かつ、全体を総合した価格が安価であること

\*上記を満たすことができなかった場合は事業不成立とする

### 4. 契約期間

契約期間は1年ごととする

### 5. その他の事項

(1)契約について

山梨県老協としての団体契約ではなく各施設との個別契約とする。

(2)価格変動について

価格改定に特別な変動があった場合は、電力事業者と当協議会とで相談することとする。

(3)中途契約解除について

中途契約解除の場合は、各施設は契約書に定められた違約金を支払うものとする。また、事業廃止等やむをえない事由により契約解除される施設については、当協議会と各施設、契約業者で協議を行う。